

2012年3月2日、フランスにおいて、20世紀の入手不可能な書籍の電子的利用に関する2012年3月1日法2012-287号^{1,2}（以下「書籍電子利用法」という）が公布された。これにより知的財産法典134-1条以下に新たな規定が加わり、書籍の電子化と配信への途が拓かれることとなった。なお、134-1条以下の規定は、公布後6ヶ月以内に、適用のための政令（デクレ）の公布によって発効する（法案4条）。

書籍電子利用法の目的は、未だ著作権保護期間が経過していないが、商業的に利用されず、図書館以外において公衆がアクセスすることが難しい状態となっている書籍について、電子化と配信を促進し、文化財を広く提供しようとするものである。その手段として、書籍のデータベースを整備し、当該書籍の電子化による複製と配信に関する利用許諾を集中管理するシステムを導入する。この新たな制度によって、電子化され、配信の対象とされる書籍は、50万タイトルに及ぶといわれている。

第1 書籍電子利用法の背景³

1 フランスの電子図書館 Gallica⁴

フランスは、1997年、フランス国立図書館（Bibliothèque nationale de France）によって運営される Gallica と称する電子図書館を立ち上げている。Gallica では、主に著作権保護期間の経過した書籍を対象に電子化し、配信している。そのため、19世紀の書籍や新聞等が主なコンテンツであるが、そのままスキャンして提供しているから、当時の書籍が挿絵つきで閲覧でき、蔵書数も多く、充実している。

しかし、書籍の電子化と配信には、常に著作権の問題が伴う。宙に浮いてしまうのは、保護期間がまだ存続しているが、実際には、古本屋や図書館以外では当該書籍にアクセスすることができない絶版となった書籍である。それらの権利者すべてを捜し出して電子化と配信の許諾を得ることは実際上不可能であり、採算性にも欠ける。

他方、電子化と配信によって、コンテンツへのアクセスは極めて容易になり、それによって、公衆が享受できる恩恵は計り知れない。電子化と配信によって、公衆がその恩恵にあずかり、過去の文化に触れる機会が増大しているにもかかわらず、絶版となった書籍を図書館や古本の世界にとどめておくことが妥当なのかという問題意識は従前からあった。

¹ Loi n° 2012-287 du 1er mars 2012 relative à l'exploitation numérique des livres indisponibles du XXème siècle

² 下院レポート <http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rapports/r4189.pdf>

³ 全体について、下院レポートのほか、国立国会図書館のカレントアウェアネス・ポータル (<http://current.ndl.go.jp/e1285>)の記事、佐々木勉「グーグル書籍検索と欧州の書籍等デジタル政策」コピーライト2010年1月号51頁を参照した。

⁴ <http://gallica.bnf.fr/?lang=FR>

2 Google Book Search に対する欧州のリアクション

2004 年末ころから、Google と協力関係にある図書館の蔵書を電子化し配信しようとする Google Book Search の前身である Google Print 計画が問題となり始める。当初、協力的だったのはアングロ・サクソン系の図書館であったが、そこには、フランスにおいて最初に発行された書籍も相当量存在し、それも Google Book Search による配信の対象とされようとしていた。

EU は、欧州の文化財が Google Book Search に取り込まれることを防ぐ必要性に迫られた。この場合、自ら同様のサービスを立ち上げることが Google Book Search の侵略からの最大の防御といえる。そこで EU は、2005 年、電子図書館計画を打ち出し、それは 2008 年に公開された欧州電子図書館 Europeana⁵として結実した。Europeana は、欧州各国において電子化された書籍等に対するアクセスポイントと検索エンジンを提供している。

3 フランスが到達した結論

Google Recherches de Livres (Google Book Search) における電子化と配信について、フランスでは Google 敗訴の判決⁶が下されている。この事件では、Google が許諾なく Google Book Search のサイト上で作品のカバー全体を電子化して複製し、作品の要約へユーザーがアクセスできるようにしていたことに対し、著作権を有する出版者が、著作権侵害を理由に Google を訴えていた。

裁判所は、作品全体をスキャンして電子化する行為は、著作者または権利者の事前の許諾を必要とする著作物の複製に該当すると判断し（ここでいう作品がカバーを意味するのか題号を意味するのかは明確ではない）、また、Google が作品の題号、カバー、要約に対し、公衆にアクセスさせている行為は、許諾なく著作物を公衆に提供する行為に該当すると判断している。

著作権保護期間が経過していない書籍の電子化と配信は、当然のことながら著作権法と抵触し、誰が行うにしても権利者の許諾が必要である。結局のところ、著作権者の許諾がない限り、電子図書館において電子化し配信できる作品はパブリック・ドメインとなっている作品に限られる。

フランス知的財産法典 122-5 条 1 項 8 号は、図書館における複製に関する例外を定めているが、「公衆に開放される図書館、博物館または公文書館によって保存を目的として行われる著作物の複製、または現場において特定人が私的な調査研究の目的で閲覧するとの条件を保持する提供（いずれも経済的または商業的利益をも求めないことを条件とする）」に限られ、既存の著作権法の枠内では、著作物を電子化し配信することはできない。した

⁵ <http://www.europeana.eu/portal/>

⁶ パリ大審裁判所 2009 年 12 月 18 日判決 (Editions du Seuil et autres / Google Inc et France)

がって、著作権保護期間が経過していない書籍の電子化と配信にあたっては、著作権法の改正が必須であった。

また、書籍の電子化と配信にあたって、孤児著作物 (*oeuvre orpheline*) の問題も生じる。EUにおいては、*Europeana* 構想とともに孤児著作物の取扱も問題となり、2011年5月24日、孤児著作物指令案⁷を公表している⁸。本指令は、オンラインで孤児著作物への適法なアクセスを認めることに対する立法の欠缺を治癒することを目的としている。

フランスでは、2008年4月10日、著作権最高評議会が孤児著作物に関する意見書⁹を公表した。意見書では、知的財産法典に孤児著作物に対する規定を設けること、書籍と画像分野に関して集中管理の体制を導入することが推奨された。

本改正法に先立ち、文化通信省は、フランス国立図書館、出版者組合、文学者協会など関係者との協議を行い、絶版となった書籍を電子化して配信すること、著作者および出版者への対価を確保する方法として、集中管理団体を導入するという基本合意に達した。これは、Google という一私企業による電子化と配信に対する独占から、自国文化を守る国家戦略的な対抗措置という意味合いも大きい。書籍電子利用法は、上記基本合意を実現するものである。Google の構想が実現していれば、いずれは一私企業が活字文化そのものを独占してしまうことにもなりかねないから、フランスの実利主義は見習うべきものがあるように感じる。このフランスの動きに、他の欧州諸国が追随するか注目される。

第2 書籍電子利用法の内容

1 対象となる著作物

改正法により電子化と配信の対象となるのは、入手不可能な書籍 (*livres indisponibles*) である。入手不可能な書籍とは、「2001年1月1日前にフランスにおいて発行された書籍で、もはや出版者による販売の対象となっていないものであり、かつ、現に印刷または電子形式による発行の対象となっていないものをいう」と定義されている (134-1 条)。つまり、公表された書籍であること、発行が2001年1月1日よりも前であること、フランスにおいて発行された書籍であること、出版者による販売の対象となっていないこと、現に印刷または電子形式による発行の対象とされていないことの5要件を満たす必要がある。

なお、知的財産法典上に「書籍」の定義はなく、税務上の書籍の定義と同様に捉えられている。すなわち、印刷された精神の著作物の複製であり、広告の性格を持つものでなく、重要な部分を読者が補完する余地を持たないものが書籍であると解釈されている。また、「電子書籍」については、電子書籍価格法¹⁰ 1 条 1 項の定義によるものとされる。これによ

7

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0289:FIN:EN:PDF>

⁸ 今村哲也「EUにおける孤児著作物への対応」カレントアウェアネス No.312 (2012年6月動向レビュー)

⁹ <http://www.cspla.culture.gouv.fr/CONTENU/avisoo08.pdf>

¹⁰ 電子書籍の価格に関する2011年5月26日法2011-590号 (Loi n° 2011-590 du 26 mai

れば、一人または数人の著作者によって創作された精神の著作物であって、電子形式で商品化されると同時に印刷形式で出版される電子書籍、または電子出版固有の付属的要素を除き、その内容および構成が印刷される電子書籍とされる。

フランスで発行されたことが要件であるとしても、運用上、日本で印刷されフランスに輸出された書籍は対象とされない。また、日本語の書籍の翻訳については、フランスで発行されていれば、法律上、集中管理団体による管理の対象となりうる。しかし、フランスでは、当面、このような訳書についてはデータベースへの登録はせず、まずは、他国が同様の管理体制をとるかどうか様子を見るようである。

2001年1月1日前に発行された入手不可能な書籍を対象としたのは、2000年以前は、著作者と出版者との契約において、一般に電子化および配信に関する権利の帰属についての取り決めをしていないことから、権利の帰属に関する不明確な状態に起因する法的リスクやこれを明確にするための煩雑さを避けるため、集中管理に適すと考えられたからである。他方、2001年以後に発行された書籍の場合、概して、著作者と出版者との間の再交渉も比較的容易であると考えられるので、入手不可能な書籍としてデータベースに登録される書籍の対象から外された。また、たとえば、古本として販売されていても、出版者による販売の対象となっていることにはならない。書店やネットで新品が手に入らないものが、入手不可能な書籍に該当する。

2 データベースの創設 (134-2 条)

集中管理を行う前提として、入手不可能な書籍に関する公共データベースを創設する。立法者のレポートによれば、フランス国立図書館がデータベースの運営者となることが予定されている。また、法律で、同図書館が、その実施、アップデート、権利者の異議など法律によって定められる事項のデータベースへの登録を監督すると定められている。

入手不可能な書籍のデータベースへの登録は、フランス国立図書館に対し誰もが要求することができる。データベースには、オンラインで公衆が自由かつ無償でアクセスできる。そのアクセス方法や公示方法等の詳細はデクレで定められる (134-7 条)。

3 集中管理団体の創設と役割

(1) 集中管理団体の創設

フランスにおける集中管理団体は、原則として、法的独占ではなく、誰でも自由に設立可能である。しかし、複写複製権や公貸権などのように集中管理が義務的である場合には、集中管理団体の設立について認可制度が採用されている (知的財産法典における規則の部 321-1 条以下)。電子化および配信を管理する集中管理団体についても、適格性を考慮して (134-3 条 III 各号)、文化担当大臣により認可 (agrément) される (134-3 条 I 第 1 項)。集中管理団体に認可を与えまた撤回する条件は、国務院のデクレによって定められる

(134-7条)。

(2) 集中管理団体の役割

書籍が6カ月以上前からデータベースに登録されているときは、集中管理団体は電子化および配信を許諾することができる(134-3条I第1項)。集中管理団体が書籍の電子化と配信の利用許諾を行うにあたっては、集中管理団体に著作権を譲渡するのではなく、電子化と配信に関する権利の行使権限を集中管理団体に移転するものとされる。集中管理団体から利用者への許諾は非独占的で5年の期間限定で行われ、更新可能である。また、許諾に対しては、利用者から集中管理団体への報酬の支払が発生する(134-3条I第2項)。集中管理団体が利用許諾を与えた利用者は、電子書籍価格法¹¹2条にいう電子書籍の出版者とみなされる(134-5条7項)。したがって、電子書籍を販売するにあたっては、再販売価格維持の拘束を受ける。

認可された集中管理団体は、同団体が責任を負う権利を防御するために、裁判を行う資格を有する(134-2条II)。

集中管理団体は、入手不可能な書籍の利用により受領した許諾料で、名宛人が誰か分からずまたは発見できなかったことにより分配されなかった額を、創作に対する援助、文学の著作者の養成、図書館により行われる公共購読の発展のために用いることができる(134-9条)。

4 著作者・出版者の地位

(1) 異議申立ての権利

入手不可能な書籍の著作者またはその書籍に対して印刷形式における複製権を有する出版者は、集中管理団体による許諾権の行使に対して異議を申立てることができる(134-4条I第1項)。

この異議は、入手不可能な書籍がデータベースに登録されたときから、遅くとも6カ月以内に、データベースを管理するフランス国立図書館に通知されなければならない(同条項)。6カ月という期間は、著作権の保護と著作物のデジタル利用に対する法的安全性を考慮して決められた。この異議は、データベースに登録される(134-4条I第2項)。書籍がデータベースに登録される前に異議を申立ててもよい。オプト・インではなく、オプト・アウトの制度が採用され、異議を申立てない限り、自動的に集中管理団体による集中管理の対象になる。共同著作物の場合は、著作者の一人でも異議を申立てれば、集中管理から除外される。

(2) 異議の有無によるスキームの違い

出版者が異議を申立てた場合、その通知から2年間、出版者はその書籍を利用しなけれ

¹¹ 電子書籍の価格に関する2011年5月26日法2011-590号

ばならない(134-4条Ⅱ第1項)。利用の仕方は、印刷形式でもよいし、電子化して配信してもよい。そして、出版者は、集中管理団体に対してその利用を立証しなければならない(同条項)。出版者は、6ヶ月間、利用に対する優先権を持つことになるが(134-5条1項)、6ヶ月を経過すれば優先権はなくなり、集中管理のスキームによって電子化および配信による利用の許諾を受けることになる。出版者による利用がない場合には、異議はデータベースから抹消され、集中管理団体が電子化および配信に対する許諾権を行使することになる(同条項)。

著作者または出版者が異議を申立てなかった場合、集中管理団体は、まず、入手不可能な書籍の印刷形式による複製権を有する出版者に対し、当該書籍の電子化および配信による利用許諾を提案する(134-5条1項)。この利用許諾は、10年間(黙示的に更新可能)にわたる独占的なものである(同条3項)。この場合、利用を希望する第三者との関係において、出版者は、集中管理団体から利用許諾を受ける優先権を有し、集中管理団体による第三者に対する5年間の非独占的許諾(134-3条Ⅰ第2項)は排除される。出版者の受諾は、データベースに記載される(同条4項)。

受諾の決定を通知した出版者は、入手不可能な当該書籍を、通知から3年間、印刷形式または電子形式によって利用する責任を負い、何らかの方法によりその利用を集中管理団体に対して証明しなければならない(同条5項)。

他方、その出版者が2カ月以内に集中管理団体に回答しなかった場合、提案は拒否されたものとみなされる(同条2項)。134-5条1項に定める提案の受諾または本条5項に定める期間内の著作物の利用がない場合、集中管理団体は、第三者に対して、電子化と配信を許諾することができる(同条6項)。この場合、5年間(更新可能)の非独占的な許諾(134-3条2項)となる。

(3) 許諾権の撤回

6カ月の異議申立期間(134-4条Ⅰ第1項)を経過した場合であっても、著作者は、その書籍の電子化または配信が、その名誉または声望を害する恐れがあると判断する場合には、異議を申立て、撤回権を行使することができる(同条3項)。これは著作者人格権の撤回権の一種と見ることができ、データベースへの登録により集中管理団体が許諾権を行使できるのは、著作者が同意したと推定されるからにすぎず、著作者が契約による譲渡を明示的に表明したわけではないとの前提から、撤回による損害賠償(121-4条)の必要はない。

上記とは別に、著作者および入手不可能な書籍の印刷形式における複製権を有する出版者は、電子化および配信に対する許諾権を、集中管理団体から撤回する決定をいつでも、共同で、集中管理団体に対し通知することができる(134-6条1項)。この場合、当該書籍の利用については、集中管理から外れ、著作者と出版者との出版契約に定めるところによる。

許諾権の撤回を通知した出版者は、通知から18カ月以内に入手不可能な書籍を利用しな

ければならず、また、集中管理団体に対して利用を証明しなければならない（同条 4 項）。

また、入手不可能な書籍の著者は、書籍を電子化し配信する権利に対する唯一の権利者であることを証明する場合、集中管理団体から、電子化および配信の許諾権を撤回することを決定し、集中管理団体にいつでも通知することができる（同条 2 項）。

撤回の通知は、データベースに記載される（同条 3 項）。集中管理団体は、撤回の決定を、利用許諾を与えたすべての利用者に通知する。しかし、権利者は、許諾の残存期間中、通知前に契約された当該書籍の、最高 5 年間で非独占的な競合する利用に反対することはできない（同条 5 項）。

5 公共図書館による配信

集中管理団体は、公衆がアクセス可能な図書館に対し、その図書館が所蔵する入手不可能な書籍で、集中管理団体による最初の利用許諾から 10 年間たっても印刷形式における複製権を有する者が見つからなかったものについて、その図書館の登録ユーザーに、電子化し配信することを無償で許諾することができる（134-8 条 1 項）。

許諾が与えられる図書館は、経済的利益を追求する図書館であってはならない（同条 2 項）。ただし、印刷形式の書籍の複製権を有する者は、常に、集中管理団体からこの無償の許諾を直ちに撤回することができる（同条 3 項）。

6 孤児著作物について

本改正とともに、孤児著作物に関する規定も新設された。孤児著作物とは、保護され公表された著作物であり、行き届いた、明確かつ真摯な調査にもかかわらず、その権利者が識別または発見できないものをいう（113-10 条 1 項）。共同著作者の場合、一人が識別または発見されているときは、孤児著作物とはみなされない（同条 2 項）。孤児著作物が、入手不可能な書籍の要件に該当する場合、集中管理の対象となりうる。

入手不可能な書籍に関するスキームの図式化

データベースの登録について

出版者の異議あり→出版者は2年間の印刷形式または電子形式による利用義務

↓

利用なし

↓

著作者または出版者の異議なし

→集中管理団体が出版者に利用許諾（10年間・独占的）を提案

→受諾： 出版者が印刷形式での出版権を有しないという著作者の異議がない場合、出版者は印刷形式または電子形式による3年間の利用義務

↓

利用なし

↓

→拒否：集中管理団体が第三者へ5年間の非独占的利用許諾